

議案第 36 号

かすみがうら市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償
に関する条例の一部を改正する条例の制定について

かすみがうら市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条
例（平成 17 年かすみがうら市条例第 43 号）の一部を改正する条例を次のと
おり制定する。

令和元年 6 月 4 日提出

かすみがうら市長 坪 井 透

かすみがうら市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償
に関する条例の一部を改正する条例

かすみがうら市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条
例（平成 17 年かすみがうら市条例第 43 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中

「

選挙長			10,600				
選挙立会人			8,800				
開票管理者			10,600				
開票立会人			8,800				
投票所の投票管理 者			12,600				

期日前投票所の投票管理者				11,100				
投票所の投票立会人	7時間以上の従事			10,700				
	7時間未満の従事			5,300				
期日前投票所の投票立会人	6時間以上の従事			9,500				
	6時間未満の従事			4,700				
指定病院等における不在者投票外部立会人				10,700 円以内で、従事する時間に 応じ、選挙管理委員会委員 長が市長と協議して定め る額				

」

を

「

選挙長			10,800				
選挙立会人			8,900				
開票管理者			10,800				
開票立会人			8,900				
投票所の投票管理者			12,800				
期日前投票所の投票管理者			11,300				
投票所の投票 の投票	7時間以上 の従事		10,900				
立会人	7時間未満 の従事		5,400				
期日前投票所の投票 の投票	6時間以上 の従事		9,600				
立会人	6時間未満 の従事		4,800				
指定病院等における不在者投票外部立会人			10,900 円以内 で、従事 する時 間に応 じ、選挙 管理委 員会委 員長が				

			市長と 協議し て定め る額				
--	--	--	-------------------------	--	--	--	--

附 則

この条例は、公布の日から施行する。